

一般国道 371 号改築工事（橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで）並びにこれに伴う市道及びため池付替工事に関する事業認定理由

平成 20 年 9 月 16 日付けで和歌山県から申請のあった一般国道 371 号改築工事（橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで）並びにこれに伴う市道及びため池付替工事について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（以下「法」という。）第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市市脇五丁目地内までの延長約 6,725 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 371 号改築工事（橋本バイパス）並びにこれに伴う市道及びため池付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 371 号改築工事（橋本バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第 4 号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断されるため池の従来機能を維持するための付替工事は、同条第 5 号に掲げる地方公共団体が設置するかんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第 13 条第 1 項の規定により和歌山県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 371 号（以下「本路線」という。）は、大阪府河内長野市上原町地内の一般国道 170 号との接続点を起点とし、和歌山県橋本市柱本地内より和歌山県に入り、同県伊都郡高野町等を経由して、同県東牟婁郡串本町大字高富地内の一般国道 42 号との接続点を終点とする総延長 250.4 km の主要幹線道路である。

和歌山県内における本路線は、大阪府と和歌山県を連絡する主要幹線道路であることから、産業・経済の発展や観光の振興に大きな役割を果たしているとともに、住民の日常生活を支える道路としても重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、和歌山県の玄関口に位置し、広域物流や高野山への観光などによる通過交通と沿線住民の日常生活による地域内交通が輻輳し、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線であることから交通容量が不足しており、朝夕の通勤・通学の時間帯を中心に交通渋滞が発生し、主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成 19 年 11 月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の交通量は橋本市慶賀野地内で 23,413 台／日、混雑度 1.58 となっている。また、同月に起業者で実施した調査によると、橋本市柱本地内の柱本交差点を先頭に、大阪方向へ向かう交通について最長約 1,000 m の渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間は 2 車線から 4 車線に拡幅されるなど十分な交通容量が確保され、交通渋滞の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について平成 19 年 12 月に検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、発掘調査は完了しており、起業者は和歌山県教育委員会と協議を行い、記録保存等の措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種第 2 級の規格に基づき、現道拡幅及びバイパス方式により 4 車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成元年 4 月 21 日に決定され、平成 20 年 3 月 28 日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、本路線は主要幹線道路であるにもかかわらず、現道において慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である橋本市長から本件事業の早期完成に関する要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。